

大會抄錄

八王の亂の本質について

福原啓郎

三世紀末から四世紀初めにかけて起こった西晉宗室諸王の内亂である八王の亂は、延いては異民族の自立による永嘉の亂を惹き起こして、遂には西晉王朝の滅亡、すなわち漢帝國崩壊後中國の再統一を實現した魏晉國家體制を解體させた。このように中國史上重要な問題を抱えているのにも関わらず、その経緯の複雑さ故に八王の亂自體は十分に解明されていない。

この報告では、何故に八王の亂が宮廷でのクーデターから内戦の様相を呈するまでにエスカレートし、遂には破局を迎えるまでに至らなければならなかったのか、という疑問から出發した。まず八王の亂の個々の事件を検討してみると、最初朝廷に於いて實權を掌握する宗室（或いは外戚）がしだいに私權化の傾向を強め、こうした事態が國家の危機として意識され、公權回復の輿論が湧き上がる。次いで輿望を擔った有力宗室を中心に義軍が形成され、私權化した宗室を倒す。最後に輿望を擔った宗室が新たに實權を掌握することにより收束する。八王の亂は典型的にはこうした事件の繰り返しであり、新たに實權を掌握した宗室の私權化という更なる展開によりそれぞれの事件はたがいに連環している。このことから八王の亂は

單なる私欲にとらわれた宗室諸王間の抗争ではなく、その根底には後漢末に黨錮の禁を惹き起こした清流と濁流との抗争にも共通する「公」と「私」との對立の圖式を見出すことができる。

義門鄭氏と元末明初の社會

檀上 寛

十四世紀中葉、元末明初の激動期を金華の浦江で生き抜いた一地主家族があった。鄭氏と呼ばれ、宋以來の累世同居は、家族數二百人を擁する大地主へと成長させていた。すでに元朝の至大四年には「義門」としての旌表も受け、その名は元末の江南社會に鳴り響いたという。義門とは、累世同居という家庭内協和を前提に、日常の鄉村での賑恤等の「義行」が認められ、旌表された家を指す。いわば家庭内と鄉村とを同一視して、私を超えた公の立場に立っており、その意味では、鄉村維持型・富民・地主層の典型といえる。

順帝の至正年間、體制強化を狙って宰相脫脫を中心に対南人緩和策が實施されると、鄭氏は一族の者を元朝に出仕させた。だが反亂の蔓延するさなか、元朝の無策もあって江南地主層の元朝からの乖離が目立ち、代わって勢力をのばす朱元璋政權への乗り替えが増加する。鄭氏も至正十九年には朱元璋の旌表を受け、元朝からの離脱を明確にした。

明朝は、江南地主層の援助で成立した王朝といえる。同時にそれは、元代の江南の状況をそっくり繼承することでもあった。在郷地

主と官府との癒着、その結果としての大土地所有の展開は、明初の社會に元朝のつげとして引き渡された。有名な洪武朝の疑獄事件は、一つにはこうした状況からの脱皮のために斷行されたものだろう。官僚機構の改革と並行して、鄉村では、いわゆる利益追求型富民・地主層に對する籍沒・移徙等の徹底した彈壓が加えられた。王朝の理念としての富民像は、あくまでも鄉村維持型にあり、富民・地主層の淘汰を経た上での明朝支配の確立が圖られたのである。ここに理念に適用一つの典型として、義門鄭氏がクローズアップされることになる。本報告では、鄭氏という一地主家族を通して、元末明初の江南社會の状況、ならびに明朝の性格を検討したい。

李朝後期の水利開發について

宮嶋博史

朝鮮農業と水の關係を考へる場合、二つの自然條件が大きく関わってくる。その一つは氣候條件、とりわけ降雨量である。朝鮮半島の降雨は、年間降雨量では中國華北と日本との中間的な數値を示すが、月別降雨量の分布では華北と似通っているという特徴を持つ。すなわち七〜九月期に年降雨量の六〇パーセントほどが集中し、春季の乾燥が甚しいのである。また梅雨前線は朝鮮半島にまで北上しないことが多く、これが田植法の普及を遅らせた最大の要因であった。

もう一つの自然條件は土壤である。李朝時代には中國や日本に學

んで、水車を製造・普及させる努力が繰返し行なわれるが、盡く失敗に終わっており、その最大の要因は土壤の排水性が良すぎるといふ點にあったようである。

以上二つの自然條件に規定されて、水の安定的かつ十分な供給には困難が多く、李朝時代の農業發展の重點は、むしろ耐乾燥技術の開發に置かれたと言いうる。しかし一方で水利開發の努力が持續されたことも事實であり、特に十五世紀前半と十八世紀は大規模な水利事業が集中した時期として注目に値する。報告では、後者の時期の水利開發の實態とその特徴を、前者の時期と比較しつつ論じてみたい。

漢代賢良方正科考

福井重雅

漢代の官吏登用制度は、從來一般に郷舉里選の名によって知られているが、それは大別して州郡の長官が推す孝廉・茂才などの推舉制度と、中央や地方の高官が擧げる賢良方正などの察舉制度という二つに分けられる。前者は毎年郡國の人口に比例した一定の員數の該當者を推舉する定期的な選舉法であり、後者はいわゆる天變地異などの異常事態が発生したばあいに、皇帝自身が候補者に直接策試する非定期的な選拔法であつて、それらは後世一般にそれぞれ常科（常舉・歲舉）と制科（制舉・特舉）とに區別され通稱された。

この選舉制度のうち、少なくとも前者の科目については、これま